坂井市学生合宿補助金交付までの流れ

合宿の7日前までに

　坂井市学生合宿促進事業費補助金交付申請書に必要事項を記入し、坂井市観光交流課に申請。

●坂井市学生合宿促進事業費補助金交付申請書を提出

●合宿で使用する施設・宿泊先は、各団体で予約してください。宿泊予約の際は、「学生合宿の補助金」を受けたい旨を伝えてください。

合宿前までに

　坂井市より、補助金交付決定通知書を申請者に送付。

参加人数等に変更があった場合

　当初の申請内容に対し、参加人数などに変更が生じた場合は、速やかに変更の申請が必要です。

●坂井市学生合宿促進事業費補助金交付（変更・中止・廃止）申請書を提出

→変更申請後、坂井市より変更承認通知を送付します。

合宿時

　坂井市内で合宿を実施（10名以上の団体で、2連泊以上の宿泊）。

　宿泊施設より宿泊証明書を受け取ってください。

合宿終了後30日以内に

　以下の書類を坂井市観光交流課に提出してください。

●坂井市学生合宿促進事業費補助金実績報告書

●宿泊証明書　　　　●地域交流活動報告書（利用団体のみ）

●アンケート　　　　●補助金等交付請求書

●振込口座の通帳見開き部分、またはキャッシュカードの写し

●申請者と振込口座の名義が異なる場合、別紙委任状

※　必要な書類は、坂井市のホームページからダウンロードしてください。

※　各書類に押印する印鑑は、全て同じものを押印してください。代表者本人等による署名の場合、押印を省略できます。それ以外の方は押印ください。

※　申請書等の書類の作成・提出は、代理の方がされて結構ですが、申請者名は合宿を実施する団体の代表の方を記載してください。

問い合わせ先

福井県坂井市下新庄１－１

坂井市観光交流課　橋本

℡：0776-50-3152　Fax：0776-68-0440

Mail：kankou@city.fukui-sakai.lg.jp